

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成28年9月9日

今治市監査委員 川口 義輝
同 谷口 芳史

監査対象機関	監査結果報告書の日付
水道部（公営企業）	平成28年8月2日
<p>（監査の結果）</p> <p><収入事務について></p> <p>1 調定事務において、決裁権者は伝票振替によって調定を決定しているが、一部振替伝票が見当たらないものが見受けられたので適切に事務処理されたい。</p> <p><振替事務について></p> <p>1 収納・支払いを伴わない取引（振替）時において振替伝票が作成されず、決裁権者の決裁を受けていないものが見受けられたので適切に事務処理されたい。</p> <p><工事事務について></p> <p>1 工事打合簿及び打合せ記録書（質疑応答書）について、日付及び監督員・現場代理人の印が漏れているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p>	

(措置の内容)

<収入事務について>

- 1 決裁を受けていなかった振替伝票については、一部システム変更が必要な箇所があったため、平成 28 年度から振替伝票等により決裁を受けるよう改めました。

<振替事務について>

- 1 収納・支払いを伴わない取引（振替）時においても、平成 27 年度から振替伝票により決裁を受けるよう改めました。

<工事事務について>

- 1 記入漏れ、押印漏れといった単純な事務のミスがないよう注意するとともに、二人以上でチェックするよう改めました。